

## 多摩市有料広告掲載等取扱基準

平成 20 年 9 月 20 日施行

平成 21 年 3 月 16 日改正

平成 22 年 3 月 1 日改正

平成 23 年 11 月 15 日改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地域産業及び地域経済の振興並びに自主財源の確保等を図るため、多摩市が編集・発行する「たま広報」及び多摩市が管理・運用するホームページ（以下「ホームページ」という。）に広告を掲載することに関し、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる広告の範囲)

第 2 条 掲載できる広告の範囲は、市の信用及び品位を損なうことのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治及び宗教活動に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(掲載順位)

第 3 条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格のある企業で、市内に事業所を有するもの
- (3) 前 2 号に規定するもの以外の民間企業で、市内に事業所を有するもの
- (4) その他広告を掲載する企業又は団体として妥当であると市長が認めるもの

(掲載位置)

第 4 条 広告掲載の位置は、市が指定する位置とする。

(広告の募集)

第 5 条 広告の募集は、原則としてたま広報及びホームページに掲載し、随時行うものとする。

(申込み)

第 6 条 広告掲載希望者は、所定の広告掲載申込書（第 1 号様式・第 2 号様式）に広告原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、多摩市契約事務規則第 33 条に定める指名業者登録名簿に登録されていない広告掲載希望者には、申込みの際、業務内容等がわかる書類（登記簿謄本の写し、履歴事項全部証明書、納税証明書等）の提示又は提出を求めるものとする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、その結果広告掲載決定通知書（第3号様式・第4号様式）又は広告非掲載決定通知書（第5号様式・第6号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（掲載料の納付及び経費の負担等）

第8条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。

2 広告の版下原稿は広告主の負担で作成し、市長が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

（掲載の取消し）

第9条 市長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに版下原稿が提出されないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 市長がたま広報の編集又は発行に支障があると認めたとき。
- (4) 市長がホームページの更新又は運用に支障があると認めたとき。

（広告掲載料の返還）

第10条 広告掲載の決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、掲載料の一部又は全部を返還する。

2 バナー広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した場合は、別表1のとおり掲載料を返還する。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（損害賠償）

第12条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

（広告付き封筒の受入れ）

第13条 市長は、広告が掲載された封筒（以下「封筒」という。）を受け入れることができる。

2 封筒の受入れ決定は、この基準に基づき各所管課長が判断するものとする。

3 封筒の受入れを決定した場合は、提供者と封筒の作成等に関する書面を交換するものとする。

（たま広報の広告規格、掲載料等）

第14条 前条までに定めるもののほか、たま広報の広告の取扱いは次のとおりとする。

(1) 広報広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

ア 大きさは、縦4.5センチメートル、横8センチメートルを基準枠とし、別表2のとおりとする。なお、紙面編集の都合により、最大95%の大きさで縮小する

ことができる。

イ 色は2色とし、たま広報の各号の色に合わせるものとする。

(2) 掲載位置及び掲載枠は、3面又は7面の下段に掲載し、基準枠で面につき最大6枠とする。ただし、特別号は市長の定める位置に掲載する。

(3) 広告の掲載料は、別表2のとおりとする。第1号アによる大きさの縮小があった場合も同額とする。

(4) 広告主は、版下原稿作成前に必ず市に協議した上で、市長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。

(バナー広告の規格、掲載期間、掲載料等)

第15条 ホームページのバナー広告の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) バナー広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

ア 大きさは、市が指定したものとする。

イ ファイル形式は、G I F形式で4キロバイト以内（アニメーションは不可とする。）

ウ 代替テキスト（A L T属性）は、企業、団体等の正式名称とする。

エ J I S規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。

(2) 掲載位置及び掲載枠数は、市が指定する位置及び枠数とする。

(3) 広告の掲載料は、別表3のとおりとする。

(4) 広告主は、版下原稿作成前に必ず市に協議した上で、市長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。

(5) 広告掲載期間は、1か月とする。ただし、市のホームページ更新等に支障のない範囲内で、3か月又は6か月を掲載期間とすることができる。

(6) 広告の掲載は、広告掲載希望1回につき、1枠を使用することを原則とする。

## 附 則

1 この基準は、平成20年9月20日から施行する。

別表 1 (第 10 条関係)

閉鎖した時間	返還する額
初 日 3 時間以上 24 時間以内	1 か月掲載料の 3 %
2 日目以降 24 時間毎	閉鎖日数×1 か月掲載料の 3 %

別表 2 (第 14 条関係)

## 1 段広告

	サイズ	掲載料
1 号(基準枠)	4.5 センチ×8 センチ	30,000 円
2 号	4.5 センチ×12 センチ	45,000 円
3 号	4.5 センチ×16 センチ	60,000 円
4 号	4.5 センチ×24 センチ	90,000 円

## 2 段広告

	サイズ	掲載料
5 号	9 センチ×8 センチ	60,000 円
6 号	9 センチ×12 センチ	90,000 円
7 号	9 センチ×16 センチ	120,000 円
8 号	9 センチ×24 センチ	180,000 円

別表 3 (第 15 条関係)

掲載するホームページ	階層	1 か月掲載料	3 か月掲載料	6 か月掲載料
市公式ホームページ	トップページ	20,000 円	57,000 円	105,000 円
	トップページ以外	10,000 円	30,000 円	60,000 円
上記以外で市が管理・運用するホームページ	トップページ	5,000 円	15,000 円	30,000 円

年 月 日

殿

多摩市長

印

広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった多摩市が管理・運用するホームページへの広告掲載について、下記のとおり掲載することを決定したので通知します。  
については、下記により手続をお願いします。

記

- 1 広告の内容 バナー広告  
掲載のホームページ及び階層（ ）
- 2 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 広告掲載料 金 円
- 4 広告掲載料の納入 平成 年 月 日までに同封の納入通知により、指定の場所でお支払いください。
- 5 版下原稿の提出
  - (1) 提出方法
  - (2) 提出期限
  - (3) 提出先
- 6 その他

年 月 日

殿

多摩市長

印

広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった多摩市が編集・発行するたま広報への広告掲載について、下記のとおり掲載することを決定したので通知します。  
については、下記により手続をお願いします。

記

- 1 広告の内容 たま広報の広告
- 2 広告掲載号 月 日号（ 号）
- 3 広告掲載料 金 円
- 4 広告掲載料の納入 平成 年 月 日までに同封の納入通知により、指定の場所でお支払いください。
- 5 版下原稿の提出
  - (1) 提出方法
  - (2) 提出期限
  - (3) 提出先
- 6 その他

年 月 日

殿

多摩市長

印

広告非掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった多摩市が管理・運用するホームページへの広告掲載について、下記の理由により掲載できないので通知します。

記

- 1 広告の内容 バナー広告  
掲載希望のホームページ及び階層（ ）
- 2 掲載できない理由

年 月 日

殿

多摩市長

印

広告非掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった多摩市が編集・発行するたま広報への広告掲載について、下記の理由により掲載できないので通知します。

記

- 1 広告の内容 たま広報の広告
- 2 掲載できない理由